

公立大学法人熊本県立大学職員の懲戒に関する規則

平成18年4月1日
熊本大規則第35号

(目的及び法令との関係)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第44条第2項及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第54条第2項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の懲戒に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(懲戒の原則)

第2条 職員の懲戒は、就業規則第43条各号及び非常勤職員就業規則第53条各号に掲げる事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これをする事はできない。

2 職員の懲戒は、同一の行為に対して、重ねて行う事はできない。

3 職員の懲戒は、同じ程度に違反した行為に対して、就業規則第44条第1項各号及び非常勤職員等就業規則第54条第1項各号に掲げる懲戒の種類、程度が異なってはならない。

(懲戒の量定)

第3条 懲戒の量定を決定するに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。

(1) 規律違反行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 規律違反行為を行った職員の職責及びその職責と規律違反行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の規律違反行為の有無

(6) 日頃の勤務態度や規律違反行為後の対応

(懲戒の手続)

第4条 懲戒は、当該職員に懲戒処分書を交付して行わなければならない。懲戒処分の効力は、懲戒処分書を当該職員に交付した時に発生する。

2 前項の懲戒処分書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(自宅待機)

第5条 理事長は、職員の懲戒が決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることがある。

(昇給停止)

第6条 懲戒を受けた職員については、その処分実施直後の昇給は行わない。

(減給)

第7条 就業規則第44条第1項第2号及び非常勤職員就業規則第54条第1項第2号に規定する減給は、休職、育児休業及び介護休業等のため、給与を減ぜられている場合でも、本来受けるべき給与の月額を基礎として計算した額を、給与から減ずるものとする。

2 減給期間中に昇給・昇格・休職その他の理由により給与が変更した場合にも、減給の計算については、減給発令時の給与額を基礎とする。ただし、給与がさかのぼって改訂された場合は、減給発令時における改訂された給与額を基礎とする。

3 減給期間中に退職する場合には、最終の給与支給日の減額をもって打ち切るものとする。

4 減給に際し、支給される給与がない場合又は減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。

(停職)

第8条 就業規則第44条第1項第3号及び非常勤職員就業規則第54条第1項第3号に規定する停職の期間計算は、歴日計算によるものとし、その起算日は、当該処分 of 効力発生日の翌日とする。

2 期間を定めて雇用されている職員の停職及び前条に規定する減給は、現に雇用されている期間内に限る。

3 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しないものとする。

4 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。

(諭旨解雇)

第9条 就業規則第44条第1項第5号及び非常勤職員就業規則第54条第1項第5号に規定する諭旨解雇は、懲戒処分書を交付した日から14日以内の期限を定めて辞職願の提出を勧告し、即時に辞職を求めるものとする。なお、これに応じない場合は、当該定められた期限の翌日において懲戒解雇とする。

(懲戒権者)

第10条 職員の懲戒は、理事長がこれを行う。

2 理事長は、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で、職員の懲戒を行うものとする。

(審査申立て)

第11条 所属長は、所属する職員に就業規則第43条各号及び非常勤職員就業規則第54条各号に規定する懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒を行うのに十分な理由があると思料されたときは、理事長に対して審査申立てを行うものとする。

2 理事長は、所属長から審査申立てがあったときは、委員会に附議するものとする。

3 理事長は、第1項の規定による所属長からの審査申立てがなかった場合でも、懲戒の検討が必要と認めた場合には、委員会に附議できるものとする。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、第1号に定める者を委員長とする。

(1) 副学長

(2) 各学部長

(3) 事務局次長

(4) 法人の教授、准教授又は法人の職員以外の法律家等専門知識を有した者のうち理事長が指名した者 1名

(委員会の任務)

第13条 委員会は、第11条の規定により理事長から附議された事案について、公正・中立な立場で、次の各号に掲げる事項について審査し、その結果を速やかに理事長に報告するものとする。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否および内容
- (2) 懲戒の種類及びその程度
- (3) その他懲戒を行う上で必要な事項

2 委員会は、審査を行う上で必要と認めるときは、委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席していなければ、委員会を開き議決することができない。

4 委員会は、出席した委員の3分の2以上の賛成によって決する。

(弁明の機会)

第14条 委員会は、審査を行うに当たっては、審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した審査説明書を交付する。

2 委員会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述の機会を与える。

(懲戒の発令)

第15条 理事長は、委員会からの報告に基づき、同委員会が決定した懲戒の内容の案に基づいて、当該職員に対する懲戒を発令する。

(手続の特例)

第16条 理事長は、懲戒事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第10条第2項の規定にかかわらず、委員会の審査を経ないで懲戒を行うことができる。

(刑事裁判との関係)

第17条 懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、懲戒手続きを進めることができる。

附 則 (平成18年4月1日熊県大規則第35号)

(施行日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、地方独立行政法人法(平成15法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)が平成18年3月31日以前に行った地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項に該当する行為に対しても適用する。

3 引継職員職員となった者に対し、地方公務員法第29条第1項の規定によりなされた懲戒の効力が、施行日以降においても及ぶ場合には、当該懲戒の種類及び程度を就業規則第44条各号に定める懲戒処分の区分とみなし、特に発令のない限り、従前の懲戒の種類及び程度の効力を維持するものとする。

附 則 (平成19年1月16日熊県大規則第48号)

(施行日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。